

# 平成29年度 気象警報発表時における対応について

瑞浪市立瑞浪南中学校

## 【A 気象に関する場合】

(1) 市の防災無線から得る。

- ・警報の場合は、午前6時00分に広報瑞浪で知らされる。

『こちらは「広報瑞浪」です。ただ今、瑞浪市に〇〇〇警報が発表されています。』

- ・午前6時以降に警報が出た場合は、その時点で広報で知らされる。

『こちらは「広報瑞浪」です。ただ今、瑞浪市に〇〇〇警報が発表されました。』

※防災無線には聞き落としがあったり、聞きづらいことがあったりするので、注意して聴く。

(2) 各自がテレビ、インターネット、メルマガ、ラジオから得る。

## ●警報発表の場合

- 1 午前6時00分までに警報が解除された場合、通常通り登校する。但し、通学路に危険がある場合は、家庭において待機しその旨を学校に連絡する。

※警報が解除されても、道路の決壊、川の氾濫等で危険な場合は、保護者の判断で登校させないでください。(学校に状況を至急連絡してください)。

- 2 午前6時00分を過ぎてから警報が解除された場合は、休業となる。

## ●生徒の登校後に警報が発表された場合

- 1 生徒を学校に待機させ、安全確保に努める。その後、保護者に連絡し、速やかに引き渡しをする。

- 2 登校中に防災無線による警報発表があった場合、自宅へ引き返す。但し、安全を考慮し学校(最寄りの施設等)へ避難した場合、保護者が迎えに来るまでそこで待機する。

☆警報が発表されることが予想される場合は、生徒の安全を第1に考え、前日に休校を決定する場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

## 【B 地震に関する場合(予知情報・警戒宣言発令等)】

- 1 地震に関する判定会招集、警戒宣言が発令された場合には、自宅にて待機する。
- 2 その後の登校に関しては、学校からの連絡に従う(メルマガ)。